

令和7年度 大江町認定外道路等整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活道路や生活用排水路として広く活用されているにもかかわらず、町道として認定することが困難な道路及び生活排水路（以下「認定外道路等」という）を、住民福祉の向上に資することを目的とし、町が認定外道路等を予算の範囲内において整備することについて必要な基本的事項を定め、その交付に関しては、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において認定外道路等とは、道路の起点または終点が認定路線及び町有地等に属する道路であり現に生活道路に供されているものまたは地区住民の日常生活に密着した用排水路等をいう。

(整備対象)

第3条 認定外道路等の整備は、次の各号のいずれにも該当する場合に実施するものとする。ただし、町長が特に必要があると認めたときはこの限りではない。

- (1) 道路の整備に係るものは当該道路沿線上に2軒以上の人家があり、かつ当該道路を不特定多数の人が利用している場合。または、当該道路沿線上に1軒以上の人家があり、かつ町道等へ通り抜けが可能で当該道路を不特定多数の人が利用している場合。排水路の整備に係るものは当該排水路へ生活排水等を排出する人家が2軒以上ある場合。
- (2) 関係地区民の総意として区長により整備の申請がなされ、かつ整備後も当該道路または排水路の管理を引き続き行うとともに、生活道路または生活排水路に供することの了承が得られていること。
- (3) 宅地等と当該道路または排水路との境界が確定しており、道路上等に支障となる物件がないこと。

(整備の方法及び内容)

第4条 整備方法は次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 補助の対象については、簡易な舗装・排水施設・防護柵・排水路の設置等に必要な原材料費及びその他必要と認められる経費とし、補助率は1/2とし10万円以上の工事を対象とする。
- (2) 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(整備の要望方法及び結果の通知)

第5条 認定外道路等の整備を申請しようとする区長等は、認定外道路等整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するとともに、採択条件を遵守しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）

- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 工事見積書の写し
- (4) 工事図面
- (5) 施工箇所図
- (6) 着工前写真
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 申請書の受理は、町建設水道課で行うものとする。

3 町長は、前項の申請書が提出されたときは、現地調査実施後、その内容を審査し、適正と認められる場合は、補助金の交付を決定し、その旨を当該要望者に通知するものとする。

4 町長は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めたときは、一定の条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 前条第3項の規定による通知(以下「決定通知」という。)を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、決定通知の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、決定通知を受けた日から起算して10日以内に、町長と協議して申請を取り下げることができる。

(事業内容の変更)

第7条 補助事業者は、第5条の決定通知を受けた事業内容について、変更が生じたときは、認定外道路等整備事業計画変更承認申請書(第5号様式)を町長に提出してその承認を受けなければならない。

2 規則第7条第1項に定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業経費の20パーセントを超える増減
- (2) 施工業者の変更
- (3) 事業の主要な内容の変更
- (4) 事業箇所の変更

3 町長は、前項の規定による申請があり、その内容を審査し適当であると認めたときは認定外道路等整備事業計画変更承認通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(事業の補助金交付決定前着手)

第8条 補助事業者が、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業着手する必要がある場合には、認定外道路等整備事業事前着手承認申請書(第8号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、認定外道路等整備事業事前着手承認通知書(第9号様式)により通知する。

(状況報告)

第9条 町長は、補助事業の適正を期するため補助事業者に対し、事業実施状況を報告させることができる。

(事業報告)

第10条 補助金の交付により事業を実施した箇所について、工事が完成したときは、認定外道路等整備事業実績報告書(第10号様式)に、次に掲げる書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) 工事完成報告書(第7号様式)
- (4) 工事中及び完成写真
- (5) 工事請負契約書の写し
- (6) 資材受領書(納品書)及び領収書又は請求書の写し
- (7) その他町長が必要と認める書類

2 工事代金を施工業者に支払う前に補助金の支払いを受ける場合は、補助金の支払いを受けた後、速やかに施工業者に工事代金を支払い、施工業者発行の領収書の写しを提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条の実績報告書を受けた場合は、関係書類を審査し、または必要に応じて現地確認等を行い事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、認定外道路等整備事業補助金交付確定通知書(第11号様式)により補助事業者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の通知を受けた者は、請求書を町長に提出しなければならない。

(経費の流用禁止)

第13条 補助事業者は、補助金を当該補助事業以外の目的に流用してはならない。

(監督及び指導)

第14条 町長は、補助事業について必要な監督及び指導を行うことができる。

(町長の指示等)

第15条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完成の見込みがないと認めるときは、その理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を町長に提出して、その指示を求めなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、または効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、やむを得ず廃棄し、または担保に供しようとするときは町長の承認を受けなければならない。

(備付書類)

第 17 条 補助事業者は、補助事業及び経費の収支に関する状況を明らかにするために必要な帳簿及び書類を備えなければならない。

(立入検査)

第 18 条 町長は、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、または当該職員をして補助事業の実施状況、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 19 条 町長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき

(2) 補助金の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき

(3) その他町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(維持管理)

第 20 条 この要綱により整備された認定外道路は、地域関係者において良好な状態を維持しなければならない。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 3 条関係)

年 月 日

大江町長 様

申請者 住所

氏名

令和 年度 認定外道路等整備事業補助金交付申請書

年度において 事業を実施したいので、大江町認定外道路等整備事業補助金交付要綱第 5 条の規定により補助金を交付くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

第 2 号様式(第 5 条、第 10 条関係)

事業計画(実績)書

- 1 事業の目的
- 2 事業一覧
- 3 事業完成(予定)年月日

事業一覧

事業種目	地区名	事業量	事業費	負担区分			備考
				町補助金	自己負担	その他	

第 3 号様式(第 5 条、第 10 条関係)

収支予算書(収支精算書)

1 収入の部

区分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比較増減	備考
町補助金	円	円	円	
その他				
計				

2 支出の部

区分	予算額 (精算額)	前年度予算額 (予算額)	比較増減	備考
	円	円	円	
計				

第 4 号様式(第 5 条関係)

第 号

年 月 日

様

大江町長 印

令和 年度 認定外道路等整備事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度認定外道路等整備事業補助金については、下記のとおり決定しました。

記

1 事業名

2 補助事業に要する経費 金 円

3 補助金の額 金 円

4 補助の条件

第 5 号様式(第 7 条関係)

年 月 日

大江町長 様

補助事業者 住所

氏名

令和 年度 認定外道路等整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度事業計画を下記のとおり変更したいので、大江町認定外道路等整備事業補助金交付要綱第 7 条の規定により承認くださるよう申請します。

記

1 事業名

2 補助金変更交付申請額 金 円

(うち前回までの申請額 金 円)

3 計画変更の理由

4 関係書類

(1) 事業変更計画書

(2) 変更収支予算書

(注)

1 設計書を必要とするものは、変更設計書を添付すること。

2 (1)及び(2)については、事業計画書(第 2 号様式)及び収支予算書(第 3 号様式)を用いて作成すること。この場合において、変更に係る部分は二段書とし、変更前のものを括弧書で上段に記載すること。

第 6 号様式(第 7 条関係)

第 号

年 月 日

様

大江町長 印

令和 年度 認定外道路等整備事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度
事業の計画変更については、大江町認定外道路等整備事業補助金交付要綱第 7
条第 3 項の規定により承認し、下記のとおり変更決定します。

記

1 事業名

2 補助事業に要する経費 金 円

3 補助金の額 金 円

4 補助の条件

第 7 号様式(第 10 条関係)

年 月 日

大江町長 様

補助事業者 住所

氏名

工事着手(完成)報告書

年度 事業の工事を下記のとおり着手(完成)しましたので、報告します。

記

交付決定	年 月 日
事業種目(工種または施設区分)	
着手	年 月 日
完成(予定)	年 月 日
事業主体	
事業実施箇所	
施工方法(請負の場合は、請負者の住所、氏名等)	
事業量	
事業費	

第 8 号様式(第 8 条関係)

年 月 日

大江町長 様

申請者 住所

氏名

令和 年度 認定外道路等整備事業事前着手承認申請書

年度において下記理由により事業を早期に実施したいので、承認くださ
るよう申請します。

記

- 1 事前着手の理由
- 2 事業名
- 3 事業箇所
- 4 事業費
- 5 事業概要
- 6 着手予定年月日
- 7 完成予定年月日

第 9 号様式(第 8 条関係)

第 号

年 月 日

様

大江町長 印

令和 年度 認定外道路等整備事業事前着手承認通知書

年 月 日付けにより申請のあった 事業は、下記条件を付
して申請のとおり着手されることを承認します。

記

条件

- 1 当該事業の全部または一部が補助の対象とならなかった場合において、
異議の申立てはしないこと。
- 2 事前施行であっても関係法令、規則等を遵守すること。

第 10 号様式(第 10 条関係)

年 月 日

大江町長 様

補助事業者 住所

氏名

令和 年度 認定外道路等整備事業実績報告書

年 月 日付け第 号の交付決定通知に基づき
事業を実施したので、大江町認定外道路等整備事業補助金交付要綱第 10 条の
規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書

第 11 号様式(第 11 条関係)

第 号

年 月 日

様

大江町長 印

令和 年度 認定外道路等整備事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度
事業補助金については、下記のとおり確定しました。

記

補助事業に要した経費 金 円

補助金の額 金 円